

令和5年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和5年12月19日(火)

東洋町議会

余 白

令和5年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和5年12月19日(火) 午前9時00分宣告

出席議員(9名)	議長 福島 登 君	副議長 西岡 尚宏 君
	1番 大坪 千倫 君	2番 廣田 斎史 君
	3番 安岡 良仁 君	4番 高畠 俊彦 君
	5番 武山 裕一 君	6番 今宮 裕明 君
	7番 田島 毅三夫 君	

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
税務課長	北川 晃彦 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
教育次長	田岡 いずみ 君
住民課長	生松 克祐 君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	手島 憲作 君
総務課長補佐	足達 善亮 君
税務課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君
住民課長補佐	奥村 忍 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	小池 昭平
事務局書記	手島 秀美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 3番 安岡 良仁 君 4番 高畠 俊彦 君

令和5年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和5年12月19日(火) 午前9時開議

- | | | |
|--------|--------|--|
| [日程第1] | 議案第37号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第2] | 議案第38号 | 東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第3] | 議案第39号 | 東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについて |
| [日程第4] | 議案第40号 | 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて |
| [日程第5] | 議案第41号 | 令和5年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて |
| [日程第6] | 議案第42号 | 令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて |
| [日程第7] | 議案第43号 | 令和5年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて |
| [日程第8] | 報告第5号 | 専決処分の報告について |
| [日程第9] | 発議第6号 | 子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書について |

- [日程第10] 議員派遣について
- [日程第11] 閉会中の継続審査・調査の申し出
(1)総務教育民生常任委員会
(2)産業建設常任委員会
(3)議会運営委員会
- [日程第12] 委員会報告 総務教育民生常任委員会並びに産業建設常任委員会
- [日程第13] 一般質問

議事のてんまつ

議長	(福島 登 議長) みなさん、おはようございます。 ただいまの出席議員は、全員であります。 よって、定足数に達しております。 これより、令和 5 年第 4 回東洋町議会定例会を開きます。 (再開時間：9 時 0 0 分) 本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として条例 4 件、補正予算 3 件、発議 1 件、報告 2 件、議員派遣 1 件、閉会中の継続審査、調査の申し出 1 件の計 1 2 件、それと一般質問であります。 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。 本定例会で付託を受けた 1 件の意見書の取扱いについて、総務教育民生常任委員会委員長から報告があり、子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書は、採択との報告でありました。 以上をもって諸般の報告を終わります。 日程に入ります。 日程第 1、議案第 3 7 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。
-----------	--

3 番議員	質疑、討論については、本会議で提出された全ての議案に対し1人30分以内、答弁時間も30分以内とし一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては自己の意見を述べる事ができないことになっております。 その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、従わない場合は発言を禁止します。 それでもなお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき本日の会議が終わるまで発言を禁止または議場外への退去を命じます。 なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手願います。反問も質問時間に含まれます。 これらの、法令や規則、条例に抵触することがないように発言には十分に気をつけてください。 これより、質疑を行います。 質疑の通告が2件ありましたので、これを許します。 3番、安岡良仁君。質疑を始めてください。 (安岡 良仁 議員) おはようございます。 それでは、私の方から議案第37号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて質問を致します。議案関係資料の9ページから10ページにかけまして在宅勤務等手
--------------	---

	当についてお聞きをします。この在宅勤務手当いわゆるテレワークと言われますがこのテレワークについては、コロナウィルスの感染症対策の背景に国や市町村においても普及拡大をしております。 先般の提案理由の説明でもあったように、職員がテレワークで発生する自宅の光熱水費や水道代などの相当分を支給することによって今回、在宅勤務等手当が追加改正されたとお聞きをいたしております。 このテレワークは、働き方改革の切り札として時間の制約にとらわれなく働くことができるため子育て、介護と仕事の両立の手段として今後、大きな取り組みだと言われております。しかし、本町の様な小規模な市町村では、テレワークがなじまない部分も多々あります。 そこで、在宅勤務手当について4点ほど質問をさせていただきます。 今回の条例改正で在宅勤務等手当に関する規定が追加をされておりますが、本町でも在宅勤務等テレワークですね、これを導入する予定なのか、又導入しているのか。 併せて本町の職員に在宅勤務をさせる場合どのような業務を想定しているのか。お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) おはようございます。

	安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 東洋町では現在、テレワークをしている職員はおりません。この条例は、今年の人事勧告により新設されたもので、今後のことを考え創設をさせて頂いております。どのような業務を想定しているかにつきましては、例えば、各種会議資料の作成、各種データ入力、通達文書や報告書の作成などがありますが、テレワークになじむ業務を集中的に処理するなど、ある程度まとまった業務量を確保したうえでテレワークを行うことが想定されます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡 良仁君。安岡さん、質問は簡潔に、簡明に行うことにして下さいよ。せっかく、通告書は頂いておりますので、できる限り通告書に基づいて行って下さい。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、今、総務課長の方から答弁を頂いたのですが、この小規模な市町村では、在宅勤務手当、テレワーク、
議長	(福島 登 議長) 安岡さん、再問でよろしいですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問です。はい。
議長	(福島 登 議長)

3 番議員	分かりました。 （安岡 良仁 議員） テレワークを導入するには、いろんな課題、問題等があります。例えば、窓口、役場の窓口業務や相談業務などはテレワークになじまないとか、情報セキュリティーの確保に不安があるとか、テレワークの導入にはコストが掛かる、お金が掛かるということと、職員の労務管理のルール整備が難しいとかいろんな課題や問題があります。 国が進めているデジタル技術の活用によって新たな業務の効率化などにより本町でも将来在宅勤務テレワークを導入するお考えがあるのか、デジタル化技術を活用したことも踏まえてお考えがあるのかお伺いをいたします。
議長	（福島 登 議長） 築地総務課長。
総務課長	（築地 仲音 総務課長） 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 たしかに小規模な自治体であります東洋町では、なかなか窓口業務やら、相談業務等の職に対しては、そぐはない部分もあったりいたします。積極的に導入するということではございませんが、これからひょっと職員の中で通勤が可能であったとしても、怪我などの理由により通勤に対して著しく負担が掛かるものなどがあり、自宅で業務をすることで在宅勤務手当の支給を受けられるというような場合等も出てくると思いますので、

	そういう場合セキュリティの確保、コスト面、労務管理に対してなかなか対応は難しいとは思いますが、今後検討していく課題であると考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡 良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、前向きな考えを、答弁を頂きました。 次に、2 点目に移ります。 この条例改正の第 14 条の 3 第 1 項の規定で、規則で定める期間以上の期間について 1 か月当たり 10 日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給するとありますが、具体的にどんな職員に在宅勤務等手当が支給されるのか、又他に制約等があるのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 テレワークには 3 つの形態があります。1 つ目は在宅勤務、2 つ目は勤務地以外の出先機関や公共施設でパソコンなどを活用して業務を遂行するサテライトオフィス勤務、3 つ目は現場業務に従事する職員であって外出先でパソコンなどを活用して業務を遂行するモバイルワークでございます。

	具体的にこういった職員に支給されるかにつきましては、先ほども説明をいたしました。通常の勤務は可能であっても、けがなどの理由により通勤に著しく負担がかかる者などが自宅で業務をすることで手当の支給を受けられるのではないかと考えております。制約につきましては、自宅等において業務を行うため、情報セキュリティの確保、勤務時間管理の方法、職務の遂行、進捗状況等の把握、連絡手段、職員の健康保持などのさまざまな制約があると考えております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 総務課長の方から勤務形態、在宅勤務、サテライトオフィス、モバイルワークという3つの勤務形態をお聞きました。ですけども、この3つの部分を……
議長	(福島 登 議長) 安岡さん、ごめんなさい、再問とかいうてやっていただけたら、皆な分かりやすいんでね。再問の時は再問で。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をお願いします。
議長	(福島 登 議長)

3 番議員	はい、分かりました。再問をお願いします。 (安岡 良仁 議員) この3つの勤務形態を聞いたんですけれども、3つの勤務形態が本町に見合う勤務形態なのかどうかということと、それともう一つ、その規則で定める期間以上の期間とは何か月なのかお伺いを致します。
議長	(福島 登 議長) 少しお待ち下さい。執行部いただけますか。 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 規則の方はまだ定めておりません。これからの検討してからの制定になります。在宅勤務以外でサテライトオフィスや、モバイルワークがなじむかどうかですけれども、まずはスモールスタートで始めまして、規則もそれに応じて徐々に改正していくやり方の方がよろしいかと思っております。 在宅勤務をする中で今後検討していくようになると考えております。 期間についてもすみません、規則はまだでございますので今後の検討課題でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) それでは 3 問目に移ります。 職員が在宅勤務手当を受けようとするためには、どのような手続きや届け出、申請等が必要なのかお伺いを致します。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 すでにテレワークを導入している市町村では、テレワークを希望する職員が所属長の下承を得たうえで申請書を提出し、総務課長等に提出をする。という取り扱いをしているようです。東洋町といたしましてもこういった手続きにするのかについては今後、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問を致します。 職員が在宅勤務を希望します、所属長が認められない業務があるのか、分かればお願いします。

議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 個人情報を取り扱っている戸籍の窓口、住基の窓口等につきましては在宅ワークにはそぐわない業務であります。やはり個人情報になりますのでL G W A N回線であるとか、そういったところのセキュリティーの面でクリアできる様な業務だったら大丈夫かと存じますけれども、それについても今後検討していく課題であると考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 4 つ目の質問に移ります。 通勤手当は、月額15万円以下であれば非課税となっております、今回、創設された在宅勤務手当は、テレワークで発生する光熱水費や水道代などの相当分だと前回説明を受けたんですけれども、これ課税の対象になるのか、非課税になるのか。また在宅勤務手当の新設に伴い、通勤手当の取扱いはどうなるのか。お伺いを致します。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。

総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 在宅勤務等手当につきましては、一律に支給し在宅勤務に必要な費用として、使用しなかったといたしましても返還しなくてもよいものは実費精算にはあらず、給与として課税対象となります。また、通勤手当は、基本的に月を単位として支給するため、その月の全日数にわたって通勤しない場合を除き、全額を支給するものでございます。 10月20日に閣議決定され、在宅勤務等手当を支給する職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずること、とされておりますので、他市町村の対応を参考にし今後、通勤手当の減額等について検討してまいりたいと考えております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 続いて、2番、廣田斎史君。 質疑を始めてください。
2番議員	(廣田 斎史 議員) はい、えっと、1番は①は安岡さんと重なりますので、②で。
議長	(福島 登 議長) ②から始めます。

2 番議員	(廣田 斎史 議員) 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所とありますが、具体的にどういった場所を指すのかお伺いします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の質疑にお答えさせていただきます。 先ほどの安岡議員の答弁と同じになりますけれども、テレワークには3つの形態があります。1つ目は在宅勤務、2つ目は勤務地以外の出先機関や公共施設でパソコンなどを活用して業務遂行するサテライトオフィス勤務、3つ目は現場業務に従事する職であって外出先などでパソコンなどを活用して業務をするモバイルワークでございます。他の市町村がどのような取扱いにするのかなどを参考にし、今後検討してまいりたいと考えております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、廣田斎史君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 37 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 38 号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

3 番議員	次に、賛成者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 3 8 号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 3、議案第 3 9 号、東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑の通告が 1 件ありましたので、これを許します。 3 番、安岡良仁君。質疑を始めてください。 （安岡 良仁 議員） 議案第 3 9 号東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについて、質問を致します。議案関係資料の 1 4 ページから 2 2 ページになります。 まず 1 点目でございます。 今回の手数料徴収条例の改正で、来年 3 月 1 日から戸籍謄本等の広域交付制度がはじまり、本籍地以外の市町村の窓口でも、電子化された戸籍謄本、除籍謄本に限って請求できるようにな
--------------	--

議長	るとの説明を受けましたが、抄本等については請求できるのか。謄本だけに限定されるのか。お伺いを致します。 (福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) おはようございます。 それでは、安岡議員の質疑にお答えを致します。 そのとおりでございます。 今回配布した総務省の戸籍法の一部を改正する法律についてこの資料でございますが、カラーの資料でございます。資料の3ページをご覧ください。 黄色い枠の丸の枠の中に広域交付制度と書いておりますが、その中の※印にあるとおり、一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。と記載しております。これは、戸籍抄本を意味しております。よって、広域交付制度における戸籍抄本の請求はできずその戸籍抄本が必要な方は、従来の手続きどおり、本籍地のあるそれぞれの市町村窓口若しくは郵送での請求取得ということになります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 2つ目の質問に入ります。

議長	この広域交付を利用した戸籍の謄本を請求できるのは、本人のみに限定されるのかお伺いをいたします。
住民課長	(福島 登 議長) 生松住民課長。 (生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質疑にお答えを致します。 そのとおりでございます。 今回配布した資料の4ページをご覧ください。 父母と書いてある図がございますが、広域交付制度における請求は、その親族図にあるとおり、本人、その配偶者、直系尊属、直系卑属となり、また、その下のご利用にあたっての注意事項の中の2つ目の○印で記載しておりますが、郵送や代理人による請求ができないものとなっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をさせていただきます。 広域交付で戸籍を請求する際に、よく住民の方が本籍地の番地がわからないという事をよくお聞きをします、この本籍地がわからない場合、こういった手法で確認する方法があるのかお伺いをいたします。

議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質疑にお答えをいたします。 本籍地の確認は、一番確かな方法は本籍地を記載している住民票を取得するということが1番になります。後それ以外につきましては行政機関での書類で提示されるものはございませんので、本人のご自宅にある住所地の番地とか何か書類を探っただいたいで戸籍の番地の確認するという方法がございません。 また一方、例えば本人、親ですね、親とかの本籍地がわからなくて子供が申請に来た場合なんかは、子どもの戸籍をとっていただくと親の本籍地がわかったりはするんですが、今回の質疑にはちょっと少しずれているかと思えますけれどもそのような形で確認する方法は取れます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) そしたら、3問目に移ります。 今後、戸籍の謄本を取る方法として、まず一点目本籍地の市町村窓口に行って取得する。2つ目は郵送で収集する。また、3つ目はコンビニでマイナンバーを使い取得する。4つ目とし

	て郵便局の窓口で取得するなど4つの方法が考えられますが、この4つの方法の中で、本町で戸籍謄本を取得できる方法はどれに限られるのか。お伺いを致します。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質疑にお答えを致します。 本町で取得できるものは、本籍地の市町村の窓口、本庁の窓口。それと郵送の2つでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 再問を致します。 本町では、本籍地の市町村窓口に訪問して取得をすると、郵送で取得するとの2つの方法でしかできないことの答弁をいただきましたが、令和6年3月1日から戸籍謄本の広域制度を利用することによって、住民の方にとってこういったことが、
議長	(福島 登 議長) 安岡さん、趣旨がもう、広がっていきよんですよ。
3番議員	(安岡 良仁 議員)

	こういったことが利便性につながるのかお伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 趣旨が広がっていきよるんでね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) ほな別の、はい、
議長	(福島 登 議長) 再問するんですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、そしたらですね、今の質問をのけて、今後2つの方法 ということの答弁をいただいたんですけども、今後コンビニ でマイナンバーカードを使い戸籍謄本を取得する方法や郵便局 の窓口で取得する方法を導入する予定はないのかお伺いを致し ます。
議長	(福島 登 議長) 最後に再問になりますよね、安岡さん。 3 回目の再問で。はい。 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質疑のお答えをいたします。 本町では、今後におきまして住民の方がコンビニでも、郵便

議長

局でも取れるということは、以前からは検討はしております。

以前は郵便局において戸籍を取得できましたが、以前は郵便局と全国で初めてとなるワンストップサービスということで戸籍の請求取得ができたわけですが、現在はやめております。

今後におきましては郵便局の方でも包括的な協力というか、戸籍以外でも取得ができる申請ができるというようなことも業務委託という形で全国的にされておりますので、また、その検討もしてまいりたいと思いますし、コンビニにつきましては費用がかなり掛かります何百万、以前は何千万というような費用を投入しないとコンビニ交付はできないということもございましたが、現在では少し安くなっているということもありますので、これにつきましても以前から検討はしていましたが、財政面でちょっと見合わせているということもございました。

今後におきましてはそれらも含めて検討してまいりたいとは思っております。これには内部との協議財政上の問題というのもございますが、検討してまいりたいとは思っております。

以上でございます。

(福島 登 議長)

3 番、安岡良仁君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 3 9 号、東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 4 0 号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

	これで討論を終わります。 これより、議案第40号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第5、議案第41号、令和5年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑の通告が4件ありましたので、これを認めます。 4番、高畠俊彦君。 質疑を始めてください。
4番議員	(高畠 俊彦 議員) それでは、議案質疑を始めます。東洋町一般会計補正予算第3号、23ページの不法投棄ゴミ処理手数料20万円についてお聞きいたします。不法投棄の場所はどこでしょうかね。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 高畠議員の質疑にお答えをいたします。 場所につきましては、町内のごみステーション、道路脇、ま

	たは空き地などさまざまな場所でございます。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 2 つ目の質疑に入ります。その場所について防犯カメラは設置されているのでしょうか。お聞き致します。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 高畠議員の質疑にお答えをいたします。 不法投棄の状況が悪質な場合は、その場所に設置はしております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 再問致します。悪質な場合は防犯カメラを設置していると聞いたんですけど、ゴミステーションなんかにはしていませんわよね、それとかやっぱり、山の谷間なんかには捨ててあるそういうところも不法投棄されているのでしょうか。

議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 高畠議員の質疑にお答えをいたします。 ゴミステーションには、悪質なところは設置しております。数力所ございます。それと、山の谷なんかもわかるとおりゴミは投棄されてはおります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 4 番、高畠俊彦君。 高畠議員、予算というか手数料の話なんで、3 番につながると思って1、2を許可しておりますが、できるだけ趣旨にそれていかないように質問をしてください。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) はい、分かりました。 それでは最後に3つ目の質問に入ります。ゴミ手数料はどこに支払うのかということで、回収業者かそれとも町がやるのでしょうか、ということをお聞きを致します。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長)

議長	高島議員の質疑にお答えを致します。 費用につきましては町が処分を依頼している業者にお支払いしております。以上でございます。 (福島 登 議長) 高島議員よろしいですか。再問ですか。 (高島議員自席より、結構です) よろしいですか。 4番、高島俊彦君の質疑が終わりました。 続いて2番、廣田斎史君。 質疑を始めてください。
2番議員	(廣田 斎史 議員) 17ページの2款総務費5目財産管理費10節需用費の川口地区集会所屋根瓦修繕料934千円についてです。 9月補正で242万円の予算が可決して、入札を行い工事を行っていると思いますが今回、追加で934千円もの予算が計上されています。 説明でシロアリ等による追加が生じたとありましたが、これについていくらかで落札し、総額がいくらになったのか、詳細な説明を伺います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。

総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の質疑にお答えさせていただきます。 契約金額は、２０３万３９００円でございます。契約後、屋根の吹き替えを行うにあたり、何か所か屋根を外したところ、垂木などにシロアリの被害がありました。このままでは修繕ができない状況となりまして、シロアリの調査を実施いたしました。追加でシロアリの防蟻処理が必要になったこと、併せて南面２０坪にわたり垂木や野地板などを取り替える新たな費用が発生いたしまして、追加で修繕費９３万４千円を補正計上させていただきます。予算の総額といたしましては、２９６万７千円でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ２番、廣田斎史君の質疑が終わりました。 続いて１番、大坪千倫君。 質疑を始めてください。
１番議員	(大坪 千倫 議員) 通告に従いまして、私からは３点質問いたします。１つ目予算書１６ページ、２款、１項、１目、１０節、需用費の一般消耗品費１５０万円の計上についてです。１２月時点で追加計上される金額としては大きい額であると感じました。詳細な説明を求めます。
議長	(福島 登 議長)

総務課長	築地総務課長。 (築地 仲音 総務課長) 大坪議員の質疑にお答えさせていただきます。 一般消耗品費につきましては、当初予算で４４０万円を、今回の補正で１５０万円を計上しており、合計５９０万円となっております。補正内容としましては、追録代、プリンタートナーカートリッジ、コピー用紙、封筒、トイレトペーパー、タオルペーパー、新聞、点灯管、その他事務用品費などでございます。物価高騰の影響によりまして、年々単価が上がっております、このままのペースでいくと足りなくなりますことから、今後の不足見込み分を補正計上させていただいております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) １番、大坪千倫君。
１番議員	(大坪 千倫 議員) 答弁いただきました。おそらく過剰に予算計上されていると思いますので、少なくなるようによろしくお願いします。 ２点目に移ります。 １７ページ、２款、１項、５目、１７節、公用車購入費３９１８千円についてであります。 議会１日目に職員が起こした自動車事故が原因で、予算計上するものと説明を受けました。事故を起こした当事者が特定されるものであってはならないと思いますが、事故内容の説明は役場としては必要であると思います。詳細な説明を求めます。

議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 大坪議員の質疑にお答えさせていただきます。 公務で走行中の物損事故でございます。１０月２７日奈半利町加領郷大橋で、職員が運転する公用車が中央線を越えて対向車線を走行中の車に衝突をいたしました。本人と相手方ともに大きなけがはありませんでしたが、修理会社に修繕ではなく廃車を進められたため、両車両とも廃車となっております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) １番、大坪千倫君。
１番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。内容は分かりました。事故が起こることは仕方がないことだと思いますが、２つの視点で再問したいと思います。気になるところがあります。 １つ目は事故を起こさせない事前予防が取られているか、２つ目は事故が起こった後の事故予防についてキチンとされているかです。例えば、事前予防としては私の思いつく中では２点、ドライブレコーダーを設置し事故状況の現状を早期に把握する及び、職員の運転に対する意識を向上させる。 ２つ目は運転に慣れていない若手職員は運転させない等であ

議長	ります。 事故予防としては、事故が起こった後は混乱して中々スムーズな対応が取れない状況になると思います、なので事故が起こった後にどこに連絡する、どのような対応をする、といったものを全者にまとめた紙を携帯するような対応が出来るのではないかと思います。今、現在役場は、どのような対応をしているのか、今後どのような事故予防に向けて対応していくのか分かりたいと思います。 (福島 登 議長) ちょっと内容が要望等もありますので、一般質問に近いので総務課は回答できる部分だけでも回答してやって下さい。 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 大坪議員の質疑にお答えさせていただきます。 事前予防につきまして、先ほど大坪議員もおっしゃっていましたが、ドライブレコーダーにつきましては、新車購入時はドライブレコーダーの設置をしていっている状態でございます。 事後予防につきましては、ライフビジョンにて総務から職員、会計年度任用職員に通知、認証を発出しております。 連絡の方法とか、先は人命救助が第一、次には連絡をする、というようなことで通知をさせて頂いております。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 3 点目に移ります 2 4 ページ 7 款 1 項 1 目 1 7 節、海の駅東洋町催事ケース購入費 9 7 9 千円についてです。 詳細な説明を求めたいと思います。また、現在、海の駅の運営は指定管理者に委託されているのに、なぜ、町負担の費用が計上されるのかと疑問に思う方もいらっしゃるかと思います。改めて、指定管理者との契約内容の説明も求めたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
1 番議員	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員の質疑にお答えします。 催事ケースの購入対象となった備品につきましては、平成 2 7 年 7 月から令和 3 年 6 月までの 6 年間 7 2 か月分のリース契約を結んでおりました。 これは月額にしまして 2 3 9 7 6 円支払いの総額といたしまして 1 7 2 6 2 7 2 円となっております。契約上は、リース満了時に再リース、買い取り若しくは、返却を選択する内容となっていたため令和 3 年 7 月からは買い取りを選択しまして、1 4 8 5 0 0 円で購入をし使用をしてきたところですが、度重なる故障や冷凍温度を保持することが困難となったため催事ケー

	スを購入するものでございます。 また、指定管理者との契約内容ということですが、町と海の駅東洋町の指定管理者との間に海の駅東洋町の管理運営に関する基本協定を締結をしております、その中には、修繕や改修など費用が発生するものについて、委託者が負担するもの受託者が負担するものについて定めておりますが、備品の購入につきましては、双方が協議により負担を決定することになっていることから今回の備品購入につきましては、委託者側の町が費用負担することといたしております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。2つの視点から再問します。今回約100万円の冷凍庫ということで、私がネットとかで調べても100万円のものはなかなか出てこなかったのかかなりの大きなものを購入されるのかなと思いましたが、ただ現在海の駅ではそれ程、冷凍の商品を扱って居ないなあと思っています。なので今後、冷凍商品の扱いどのように計画されているのかなと言う事、が1つ目、2つ目は、
議長	(福島 登 議長) 大坪君、こういう今後というのはちょっとやっぱ外れていきよと思うのでね、趣旨にのっとった再問をよろしく願います。

	それと答弁は契約のことがほとんどの答弁だったので、出来れば答弁の内容に沿って、再問をして頂きたいと思いますのでお願いを致します。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) じゃ、1 点に絞ります。 双方の協議によって購入するとありますが、役場がどこまで精査しているのか、本当に必要な投資なのか、必要な金額なのかもっとまあ、安い商品が無いのかと、きちんと精査されている上での購入に移っているのか。伺いたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
1 番議員	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員の質疑にお答えいたします。 今回のショウケースにつきましては、冷凍と冷蔵、切り替えが出来るタイプを購入する予定としております。商品の品揃えにつきましては、年間をとおしてなかなか揃わないような時期も出てくるかもしれませんが、そういった場合は海の駅と生産者、出品者の間で協力もしながら進めていくようなものを今回選定していくというところです。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) よろしいですか。

	を進められたため、両車両とも廃車となっております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) えーとちょっと勘違いしてたかなあ。ということは、これは、
議長	(福島 登 議長) 再問ですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。 ということは、これは先ほど大坪さんが聞いていた分と同じ事件ですか。そうですね。ということはこの公有車の事故共済金というのは自分がかけていたこちらがかけていた車の保険金という事ですか。
議長	(福島 登 議長) あの、すみません、登壇からの質問は止めて再問なら再問とはっきりと再問をしてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ……聞きょんやけどね。 ちょっと頭が混乱しましたのでね、なるほど、……ほういう

	ことやったんか。
議長	(福島 登 議長) よろしいですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) まああのう、質疑になるかどうか分かりませんが、こういうことが、度々起こっているんですよね、東洋町ではね、これ今、今回の議会においても出ましたけれども、責任はやっぱり考えていかんと思います。
議長	(福島 登 議長) すみません、田島さん共済金の56万ということで質問しと思うので、再問にならざったら止めるとか、ちゃんと答弁に対する再問をして頂きたい。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 反対討論でしかりやらせてもらいます。
議長	(福島 登 議長) いいんですか。 (田島議員自席より はい、それは……関係ないです……。) 7 番、田島毅三夫君、二番目の質問に移るんですか。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 2 つ目の質疑です。16 ページの職員採用試験委託料5万9千円の内容についてお聞きしたいということで、どこへどのような内容で委託をしているのかお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 今回予定している1月14日実施の職員採用試験につきましては、統一試験日以外の実施になりますので、直接、公益財団法人日本、人事試験研究センターと委託契約を結び実施する予定でございます。試験内容につきましては、実施要領でもお示ししているとおり、初級一般行政職の試験につきましては、初級公務員として必要な一般知識についての筆記試験、社会人経験者一般行政職の試験につきましては、基礎的な能力についての筆記試験と合わせて職場適応性検査を行います。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。先ほどの説明の中にはどんなんですか、面接ということができませんでしたが、社団法人にどのような内容の試験

	を委託するんですか、これは、……でのテストとか面接などもあるんじゃないか、あればもう一度説明をお願いします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
7 番議員	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 先ほども説明させて頂きましたけれども、こちらの会社に委託する内容としましては、一次試験の筆記試験の部分を委託契約するものでございます。内容につきましては、先ほどの答弁と同様になりますけれども、初級一般行政職の試験につきましては、初級公務員として必要な一般知識についての筆記の試験、社会人経験者一般行政職の試験については、基礎的な能力についての筆記試験と合わせて職場適応性検査、こちらも筆記試験になりますけれどもこちらを行う予定でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ということは、今回のこのテストについては筆記試験だけで決定するということですね。
議長	(福島 登 議長)

	そやから、質問なら再問と言うて、登壇からね、執行部にね、そのまま質問するのはもう駄目です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。再確認してします。
議長	(福島 登 議長) 長崎町長。3 問目の再問になります。
町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の質疑にお答えをいたします。 すみません。ちょっと答弁があやふやで、大変申し訳ないです。 今回はですね、この委託料についての内容でしたので、この委託おきましては、筆記試験と職場適応性検査を行って貰うという事ですけど、面接はここの委託では無くて、本庁が実施するものですのでセットとなります。どうぞよろしくお願いいたします。
	(田島議員自席より、3 問使いましたねとの発言あり)
議長	(福島 登 議長) そうです。7 番、田島毅三夫君。3 問目の質問に移って下さい。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	3番目の質疑です。18ページ森林環境税課税対象システム改修委託料として103万7千円が上がっておりますが、1人500円だった今までね、税額を来年度から1人1000円を加えて合計1500円を一律強制徴収するためのシステム改修この費用と聞いております。 その課税システムの改修費用を、何故一般財源で支出するのか。国からの指示であって住民さんに対する納税のためのものを何故地元が出さなければいけないのかということで。お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長)
	堀川税務課長補佐。 (堀川 歩 税務課長補佐) 田島議員の質疑にお答えします。 今回のシステム改修は、国の制度改正によるもので、歳入では、令和5年度の普通交付税措置がされているため、歳出では一般財源からの支出となっております。 なお、先ほど一律強制徴収と言われておりましたけれども、住民税の納税義務者、住民税が課税されている方が対象となっておりまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、免除や非課税の規定も設けられていることを申し添えます。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう説明を受けました。
議長	(福島 登 議長) 再問ですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ごめんなさい。再問です。
議長	(福島 登 議長) 再問。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 8 0 万円もの手数料をかけてですね。
議長	(福島 登 議長) 8 0 万円で、どこにあるんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ごめんなさい、ごめんなさい、間違いました。 1 0 3 万円ですね。1 0 3 万円もの手数料をかけて、
議長	(福島 登 議長) 委託料ですよ。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 委託料。かけて、徴収を増やして、これによって、今まあ、そういう課税対象者のことを教えて貰いましたが、その人たちに掛けてどれくらいの、歳入が入るか、……。
議長	(福島 登 議長) すみません。再問にならんとします。そういう答弁に対する再問なんでね、再問にはならんとしますよ。2に移るか、それはもう再問にはなりません。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 続いて4番目の質疑に、
議長	(福島 登 議長) 4番に移るんですか、2番はもう止めるんですか、カットするんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 昭和22年生まれです、
議長	(福島 登 議長) 今、1問目の、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、2番どのような回収を委託したのか、2番札との差はどれほどあったのかということで1点お聞きしたいと思いま

議長	す。先程もうちょるんやけどね。 (福島 登 議長) そしたら3の2の質問になります。 堀川税務課長補佐。
税務課長補佐	(堀川 歩 税務課長補佐) 田島議員の質疑にお答えします。 今回の補正予算につきましては、令和6年度から始まる森林環境、課税のためのシステム改修となっております。業者の選択につきましては、本定例会で予算が可決された後に決めることとなっておりますので、ご了承をお願い致します。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。一点お聞きしますが、予算決定後に委託するとそれによって決めるといいますが、聞きましたところみますと委託費用こういう改修委託というのは、その機器を購入したシステムを購入した業者にそのまま丸投げするとかいう説明を受けておりますけれども、事実でしょうかね。 これいけるやろ。 そういうことであれば、私はそのいま言うこういう予算書にも上がって来ますが、町と業者との間に私はどういいますか、減額というような交渉もするべきやと思うんですよ。こういう

議長	ただ丸投げの委託をしていくというのはおかしいと思う。たとえばそういうふうに業者が決められていたとしても、向こうの言いなりの金額ではなく、こちらからほういう減額のね、交渉をすべきだと思うんですよ。 そういう事で1点お聞きしたいと思います。 (福島 登 議長) 委託料の減額交渉をしたかと言う事ですね。 (田島議員自席より、そうですとの声あり) 北川税務課長。
税務課長	(北川 晃彦税務課長) 田島議員の質疑にお答えします。 一応その業さんとは話し合いとかは、見積とか頂いて交渉は致しております。以上です。 (田島議員自席より、金額交渉はできよるわけとの声あり)
議長	(福島 登 議長) 交渉したと言う事ですよ。 (田島議員自席より、議長もう一遍答弁かっちり言うて……。との声あり) 交渉したと言う事はそういうことでしょ。 交渉したということですよ。

	(田島議員自席より、まだこれから……。との声あり) 席からは止めて下さい。 (田島議員自席より、はい。との声あり) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) まああのう、どうしてこういう事を言うかと言いますとですね、
議長	(福島 登 議長) ちょっとまってください。再問なのか、どうかということを、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問です。予算書見よってもほら、こういう費用が莫大なお金が使われている、
議長	(福島 登 議長) ちょっと待ってくださいよ。 他のところに波及していくようなものになっています。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、そういう事を私はものすごい節減節約せんといかんと 言う事でこういうことをお聞きしているんです。交渉はしてい

	ると言う事で納得しました。また今度頑張ってください。 4つめの質疑に入ります。18ページです。 相続財産管理人申立て手数料80万円計上されております、その内容を聞くということで、住民さん所有の財産の相続についての手数料なのか、あるいは差し押さえの分か、どこへ払う手数料か、内容をお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 堀川税務課長補佐。
税務課長補佐	(堀川 歩 税務課長補佐) 田島議員の質疑にお答えします。 相続財産管理人の申立手数料につきましては、固定資産税の納税義務者である所有者が亡くなり、相続人全員が相続放棄をした、1件40万円の計2件分につきましては、家庭裁判所に相続財産管理人の選任の申し立てをする費用ですので、家庭裁判所へ支払いをおこないます。この手続きを行うことで、固定資産税の適正な徴収ができるようになります。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) そう説明受けました。つまりこれは、
議長	(福島 登 議長)

7 番議員	再問ですか。 (田島 毅三夫 議員) 再問です。つまりこれは一件40万円2件で80万円の固定資産税が滞納した分についての、どういいますか、競売費用ではありませんわね、申し立て手数料となっちゃうからうちは、聞いているんですけれども、競売するための手数料でしょうか、それとも今言う管理の申立の手数料というから何の申立をするかというのが分からないのでもう一度答弁をお願いしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 執行部行けますか。北川税務課長。
税務課長	(北川 晃彦税務課長) 田島議員の質疑にお答えします。 先ほども説明いたしましたけれども、この手数料につきましては、土地の所有者が亡くなったり相続放棄などで所有者が居なくなった土地に対しまして、裁判所に申し立ててその管理をする人を選任していただく、その申し立ての手数料になりますので40万円は固定資産税の滞納とかそういったものではございません。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問は行けるかね。
議長	(福島 登 議長) 再々問いけます。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問です。ということは管理人の決定と言う事は町に管理人になれと言う事ですか、そのための手数料ですか、それともだれか、こないだの県のなんですかね、取り立て組合というような感じのありましたね、ああいう感じの所に委託すると言う事でしょうか、委託先をкаっちりと教えて頂きたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 北川税務課長。
税務課長	(北川 晃彦税務課長) 質疑にお答えします。 裁判所に申し立てて裁判所の方が選任します。大体多いのが弁護士の方が多いと聞いております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。5 番目の質問になります。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	最後の質疑です。5 番目です。19 ページです。 住民基本台帳システム改修委託料 278 万 7 千円についての内容についてお聞きしたいと思います。 マイナンバーカードのローマ字化の研修費用と聞いております。説明では、
議長	(福島 登 議長) 改修やね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 改修、
議長	(福島 登 議長) 改修。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 改修やね。字が間違っているということやね。
議長	(福島 登 議長) 字は合とるでしょう。改修で合うとる。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それだけの改修に 278 万円も必要か、まわりまわって全て国民血税であります。その改修内容や委託状況をお聞きしたいと思います。よろしく。

議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 田島議員の質疑にお答えします。 改修内容につきましては、デジタル化の進展により官民のオンライン手続きが多様化しており、近年増加している国外転出者についてもマイナンバーカードに氏名をローマ字表記出来るよう住民基本台帳システムを改修する委託料となります。補助率は１００％です。委託状況につきましては今のシステムを導入している業者と随系していくこととなります。 以上になります。
議長	(福島 登 議長) ７番、田島毅三夫君。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。今の説明で言われましたね、課長が。全額国の金と、１００％。こういう考えがわしは反発するんよ、ほらね。全部国民血税なんですから、再問としてですね、前予算算出にはこうしたシステム改修費用が莫大な金額となって、
議長	(福島 登 議長) ちょっと待って下さいよ。前といたらまたね、完璧にそれていくんですよ、もうこのね、システムの委託料についてやってくださいよ。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 予算歳出にはこうしたシステム改修料が莫大な金額となって計上されています。こうした機器納入業者の請求額に対して丸投げするシステムの改修は出来ないだろうか、事態こういうシステム事態の改修を求めたい。
議長	(福島 登 議長) それも、田島さん、それもね、あのね、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、分かっています。
議長	(福島 登 議長) もう、範囲が広い。分かちよる訳でしょう。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほうよ、わかちよる。
議長	(福島 登 議長) なんで、分かちよるのにそういう質問を、おかしい。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう事がずっと続いちよるきに、そういう事をもっと真剣にやって欲しいということをお願いをしている。

議長	(福島 登 議長) 再々問なら答弁にたいしてやって下さい。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) この議案だけでなくいっぱいありますから、こういうシステムの改修を、
議長	(福島 登 議長) だから、今回はこの基本台帳システムのことを言いよるんでしょう。それを言い出したら全部のシステムになってしまう。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だから、ほんなら今言うようにこのシステムを町が、行政が、改善するように大元の所、
議長	(福島 登 議長) それも違うでしょう、システムの 2 7 8 万のことを聞くようになっている。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それぐらいのことはいけると思う。
議会	(福島 登 議長) いや、いけないです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

議会	以上です。 (福島 登 議長) よろしいんですか。 (田島議員自席より：もうこらいかん、よろしいんですかって、との声あり) そしたら、7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。 その他に質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 (議席より、はい、との声あり) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 令和5年12月議会一般会計補正予算での反対討論です。 何点かあります。宜しくお願いします。 一番始めに町公用車の事故共済金56万円についてということで1点反対討論しておきます。 議案説明の不備があまりにも住民無視でありました。私達が受けた説明ではまったく内容が分からん、正直に事実を説明しなかったのは許せないと思います。

こうした予算の決算には賛成できなし反対して討論とします。

2つ目です。議案質疑3の森林環境税103万円及び、5番の5の住民基本台帳システムの改修委託金278万円この委託金は全て住民の血税であることを自覚して頂かんといかん。国からではありません。少しでも節減しようとすべきところ業者のいいなりでは委託金額の丸投げ設定には賛成できない。よって反対討論といたします。

3つ目です。不法投棄ゴミ処理手数料、先ほど同僚議員からの質疑ありましたが、20万円について、不法投棄とは言え投棄者の特定調査無き処分費用の町費計上は納得できません。

今後カメラ設置や、徹底した廃棄物の調査、投機物の調査による不法投棄者の賠償請求を求めて反対討論と致します。以上です。

7番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。

続いて、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第41号、令和5年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求め

ます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 4 2 号、令和 5 年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 4 2 号、令和 5 年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 4 3 号、令和 5 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 4 3 号、令和 5 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、報告第 5 号専決処分の報告についての報告を求めます。

長崎町長。

町長	(長崎 正仁 町長) お手元の議案の追加となります。提案理由説明書をお開きください。 報告第5号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において、町長の専決処分事項に指定されている事項について、次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告をいたします。令和5年12月19日提出でございます。 最終ページをお開きください。 内容についてですけれども、車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をさせていただきました。 専決処分した日は令和5年11月14日でございます。内容についてですけれども、この事故について、まず、相手方は室戸市の個人の方と、もう一方、室戸市の法人の方になります。 次に、事故の概要ですけれども、令和5年9月19日火曜日に、室戸市室津1番地の県道を公用車で走行中に、中央線を越え対向車線を走行していた車2台に衝突をして、破損をさせたものであります。 損害賠償の金額についてでございます、室戸市の個人の方につきましては73万円、これにつきましては車両の修理費用となっております。もうお一方の室戸市の法人の方には10万8千円こちらの方も車両の修繕費用となっております。以上報告を申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
----	---

議長	(福島 登 議長) 町長の報告が終わりました。 日程第 9、発議第 6 号、子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の件を議題とします。 提出者の説明を求めます。 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 発議第 6 号子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書について、本義案を別案のとおり議会会議規則第 14 条の規定により議会に提出する。本日提出であります。提出者は私、大坪千倫。賛成者は、今宮裕明、廣田斎史、武山裕一の各議員であります。本件は、令和 5 年第 4 回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。12 月 12 日に委員会を開催し慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。元々の意見書をご参照下さい それでは、趣旨説明を致します。 保育所は、子育て家庭をささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠な社会的資源になっています。 保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

議長

政府は国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして、こどもの未来戦略方針を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で75年ぶりの配置基準改善として、1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1にする。4、5歳児の基準を子ども30人に対し保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれました。

この内容を踏まえ国におかれては、必要な財源を確保し下記の事項について実現されるよう強く要望します。

1、こども未来戦略方針に示した配置基準の改善を速やかに実施すること。

以上の内容を実現されるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、子ども家庭庁長官他に意見書を提出するものであります。

以上で趣旨説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました、ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第6号、子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定をいたしました。

日程第１０、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第１２８条の規定によりお手元に配布したとおり、令和６年１月１９日、高知市の自治会館において新議員研修へ議員派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第１１、閉会中の継続審査、調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第１２、委員会報告の件を議題とします。

総務教育民生常任委員会並びに産業建設常任委員会からの報告を求めます。

総務教育民政常任副委員長	両委員会を代表して、今宮裕明総務教育民生常任副委員長。 (今宮 裕明 総務教育民政常任副委員長) 総務教育民生常任委員会並びに産業建設常任委員会より、10月18日から19日に実施いたしました両委員会の視察研修についてご報告いたします。お手元の報告書をご参照ください。 まず、高知市立義務教育学校土佐山学舎の視察では、学校の規模としては、1学年15人程度で、9年間で1つの学校と位置づけ、前期課程、後期課程とにわけており、現在の生徒の約半数が校区外からの通学者であり、土佐山村に移住者向けの地域活性化住宅16世帯分を整備しております。 また、英語教育にも力を入れており、英検2級を目指す取組を行っております。 次に、大分県国東市の株式会社大分ユニファームでは陸上での養殖を行い、84個の水槽に常時500から600キロ程度のウニを入れており、水槽の温度を一定に保つ必要があることから、建物全体に断熱材を張っております。 また、雇用については社員3人、パート2人で仕入れ、水槽の管理、出荷などをやっております。 最後に委員会総括としまして、高知市立義務教育学校土佐山学舎では、全国から土佐山学舎に入学するために移住し、移住者向けの住宅を整備するなど人口増につながっております。 また、英語授業に力を入れるなど、特色ある学校作りを行っており、本町での設置を検討する場合も、そのような独自性のある取り組みが必要ではないかと考えます。 次に、株式会社ユニファームの視察では、陸上での養殖施設
---------------------	---

議長	のため、天候に左右されず安定的な出荷が出来ますが、始めるにあたっては建物の建設コスト、安定した仕入れ先の確保、畜養の技術などが課題となるのではないかと考えます。 以上で、総務教育民生常任委員会並びに産業建設常任委員会の合同の活動内容についての報告といたします。 よろしくお願いいたします。 (福島 登 議長) 総務教育民生常任委員会並びに産業建設常任委員会からの報告が終わりました。 ここで休憩をします 再開は、１１時１５分です。 (休憩時間１０：５９時分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開時間：１１時１５分) 日程第１３、一般質問を行います。 質問時間は、１人３０分以内、答弁時間も３０分以内とし、一問一答方式で行います。 なお、質問の際は一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は１問につき３問まで認めますが、再問は執行部からの答弁に対する質問といたします。 また、議会会議規則第５４条の規定により、発言は全て簡明にするものとし議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないこととなっております。 その規定に反すると認めるときは、同規則第２項の規定によ
----	---

4 番議員	り注意し、従わない場合は発言を禁止します。 それでもなお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第 129 条第 1 項の規定に基づき本日の会議が終わるまで発言を禁止、または議場外への退去を命じます。 次に、議会会議規則第 64 条の 2 の規定により執行部は議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手願います。反問も制限に含まれます。 質問の通告が 5 名ありました。 法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。 まず、4 番、高島俊彦君の質問を許します。 件名は、避難訓練についてほか 1 件であります。 答弁者は、町長、担当課長ほかとなっております。 4 番、高島俊彦君。 質問を始めてください。 (高島 俊彦 議員) それでは、私の一般質問を始めさせていただきたいと思えます。避難訓練についてということで、よろしく願いいたします。11 月 5 日に避難訓練があり、参加者は 241 名と聞いております。 私も参加させてもらいましたが、南海トラフ地震等が起こればですね、大惨事になります。ただ避難場所に集まって参加者の点呼を取って解散するだけで終わり、機器点検もできない避難場所も多分にありました。 避難訓練に対して、もう一工夫してもらいたいと思えますの
--------------	--

	で、その事について質問いたします。 1つ目といたしまして、合図のサイレン鳴りますわよね。サイレン後、すぐに非常事態のマイク放送は、することはできないものでしょうか。お聞きいたします。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 高畠議員のご質問にお答えいたします。 サイレンの後、防災行政無線を使用して放送することは可能ですが、あらかじめ県に訓練放送を行うという報告をしてから放送することができます。以上です。
議長	(福島 登 議長) 4番、高畠俊彦君。
4番議員	(高畠 俊彦 議員) 今、答弁として、できそうなということで期待をしております。 それでは2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。 避難訓練のとき、各避難場所にですよね、責任者を決めて想定される津波到達時間をあらかじめ知らせておき、避難してきた人の時間を計ってもらい、津波到達時間に遅れた人に対しては注意や説明をして、もっと早う来んといかんとかいうような、することはできないでしょうか。よろしくお願いします。

議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 高畠議員のご質問にお答えいたします。 避難場所の責任者は、各地区に決めていただければと考えております。 次に、津波の到達時間をあらかじめ知らせ、避難してきた人の時間を計るということは、高齢者や足の不自由な方に無理が生じることがあります。急ぐあまり転倒や怪我等が心配されます。このようなことから、遅れた人に説明や注意は行っておりません。 訓練ということもあるためにですね、転倒や怪我のないよう、ゆっくり、確実に安全第一で避難していただきたいと考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 再問いたします。 そういうようなことも当然、高齢者、多分におりますので、あまり急がして、急いで来るようなことを指導しよったら責任問題に繋がることもあるかも分かりませんけど、ただ、訓練、避難訓練、ただ来たらええというんじゃないしに、やはりですね、

	やっぱりその、津波の到達時間に間に合わなかったら結局よ、そやって津波に遭うわけですので、そのところは、やっぱり大惨事になりますので。実際に起これば。やっぱり、その危険性もあるかも分かりません。指導した方の責任も出てくるかも分かりませんけど、やっぱり訓練ですので。やっぱりそれなりに緊迫感を持って、それに間に合うような指導をした方がいいんじゃないかと私は思うんですけど、もう一度、再度お考えをお聞きいたします。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 高島議員の再問にお答えいたします。 以前は、タイムを計ったりしたことがございました。 また、必要があったり要望があったりすればですね、時間を計ってすることも可能だと思いますので、よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 4 番、高島俊彦君。
4 番議員	(高島 俊彦 議員) 今の答弁では、できんということはないというように受け取っておりますんで、また再度やっぱりね、そやって大惨事になるわけですので。やっぱりそれなりの訓練していた方が、到

	達時間に間に合うように、やっぱり来るような指導はした方が、私はいいと思います。答弁はいいです。 それでは、2つ目の質問に入ります。 それでは、2つ目の質問といたしまして、避難倉庫の機器類の管理についてということで、11月5日の避難訓練の時に、防災倉庫に入っている機器の点検をしましたが、一番大事な発電機や照明器具が使えない。私の地区なんですけんどね。使えない。チェーンソーも動かない状態であって、緊急時に使えないければ、なんぼええもん揃えちよったち意味がないと感じたので、そのことについて質問いたします。 9月議会の答弁では、備蓄品の管理はそれぞれの自主防災組織でお願いしていると言われましたが、機器類等の管理は、高齢者が多い本町ではとても無理であります。私自身も点検したときは、なかなか分からん。 機器類の管理だけでもすよね、町の方でできないものでしょうか。よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 高畠議員の質問にお答えいたします。 防災倉庫内の資機材につきましては、各自主防災組織からの要望により、貸与をしております。このため点検等維持管理は自主防災組織にお願いしております。 これまで同様に、機器類の故障や不具合があれば修理業者に

	修理してもらい役場に請求をしてください。草刈り機等の燃料にいたしましても、同様に請求していただきたいです。 今後、防災士の活用や自主防災組織間の横のつながり、また、地区を超えた支え合い、助け合いをしながら防災活動をしていただきたいと考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長)
4 番議員	4 番、高嶋俊彦君。 (高嶋 俊彦 議員) 再問です。 それでは再問いたします。 今までそういうような自主防災組織、管理もしていたんですけど、各地区の自主防災組織では、これから先ますます高齢者増えてくると思うんですよね。 それと、やっぱりその、そこへ避難する各地区、高齢者ばかりのところがおるんですよね。それこそ80、90、若い者はひとつもおらん。そういうような人たちがです。増えてきております。そういうような場所が増えてきております。 それぞれの地区で機器類の管理は、とてもやないけどね、無理なんですよ。無理やいうことをね、強調してね、自分言っているんですよ。ほんまに。ね。協力してやれとかいうて言われても。 南海トラフ地震対策では、自助、共助、公助という言葉がよく出てきます。3者が協力し合わなければやね、命が助からないんですよ。ね。

	そういう状態の中で、今までどおり自主防災、ね。高齢者の集まりの自主防災にやね、若い者も確かにいるんですけど、そういうところにね、管理をせえ言うたち無理なんですよ。言うことは分かります。そのかわり無理なんですよ。それで自分は言っているんですけど。 例えばですね、機器類の管理、消防に委託するとか業者に委託するとか、そういうようなことをしてもらわんと実際にやれ言うたち無理なんですよ。 もう一度答弁をよろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 業者委託ということですよ。
4 番議員	(高島 俊彦 議員) はい。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 高島議員の再問にお答えいたします。 委託に関してはですね、また検討をいろいろさせていただきたいと思います。 以上です。
議長	(福島 登 議長)

4 番議員	4 番、高島俊彦君。 （高島 俊彦 議員） 再再問。
議長	（福島 登 議長） はい、できます。
4 番議員	（高島 俊彦 議員） もう一度、くどいけんと言います。やっぱりね、今地区の防災で管理せえいようのはね、本当難しいです。 その代わり前向きに行政委託とか消防に委託するとか、そういうことも検討してくれるということに受け取りましたので、よろしくお願いします。 これで、私の一般質問を終わります。
議長	（福島 登 議長） もう答弁いらんのですね。
4 番議員	（高島 俊彦 議員） 答弁いりません。ありがとうございました。
議長	（福島 登 議長） 昼前ですが、次の質問も長いと言ったらおかしいですが、昼かかっていくと思いますので、ここでもう休憩をします。 再開は、1 時です。

	した。 そのアンケート結果や地区懇談会で、その場所は国道に面していることもあり安全性は大丈夫か等の意見があったため、その場所以外でもっとよい場所があるのではないかと再度選定することに至りました。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をさせていただきます。 建設予定地というのは5か所あって、甲浦パイロットの所の用地ということで、今お伺いをしました。 この行政報告の中に、新年度には建設位置選定委員会、仮称ということですが、その設置も視野に入れて検討するとのことですが、いつまでを目処に用地選定を行い、何年度に保育園を高台へ移転するのかスケジュール等についてお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の再問にお答えします。 今年度中に選定場所を数か所選定しまして、来年度交付金を使いまして、委託の方でどの場所がよいかということの委託を

	していきます。 その後に決まった場所で建設するような運びになっていくと思います。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をいたします。
議長	(福島 登 議長) 再再問やね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再再問、はい。 来年度に用地を選定してということは、令和 7 年度に建設をするということになるのでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の再問にお答えします。 そのとおりでございます。
議長	(福島 登 議長)

住民課長兼地域包括支援センター事務局長	そのとおりやけど、もう一回ちゃんと答弁を。 （手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長） すみません。 今年度選定を決めまして、その選定をし、来年度、令和6年度に委託の方をしまして令和7年度から工事をする予定になります。以上です。
議長	（福島 登 議長） 手島課長、委託って何を委託するんですか。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	（手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長） 選定場所を数か所選定し、その場所が保育園を建てるのに条件がいいのかという委託をしていきます。 その中で、一番いい場所を候補地ということで決めていきたいと思います。 それと、実施設計も進めていきたいと思います。
議長	（福島 登 議長） 私も答弁がちょっと分かりにくいんですけど、何か捕捉ないんですか。 答弁がちょっと分かりにくい。どうですか、執行部。もう最後になるんでね、ちょっと。 長崎町長、捕捉。 分かりにくかった。私も分かりにくい。 長崎町長。

町長	(長崎 正仁 町長) 再度、私の方からお答えをさせていただきます。 令和 6 年度に建設位置を決める基本構想を策定をしまして、その後実施設計を令和 6 年度中にやりたいなと思っております。建設はできれば、令和 7 年度には着工したいというふうなスケジュールで考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をいたします。
議長	(福島 登 議長) すみません。もう終わった。再再問いったね。 それでもう答弁いただいとんで。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 分かりました。そしたら、2 番に移ります。 保育園の高台については、耐震性の低い、地震による倒壊のおそれがある甲浦保育園、昭和 4 7 年に建設されたそうですが、その甲浦保育園を優先して高台に建設する計画があるとのことですが、将来、銀杏保育園についても高台移転を考えているのかお考えをお聞きをいたします。

議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 銀杏保育園につきましても、耐震性はあるものの浸水予測区域内にありますので移転する計画はあります。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をいたします。 銀杏保育園についても、高台移転も考えているという答弁をいただきました。 仮にですね、甲浦保育園を高台に移設し更に将来銀杏保育園についても高台に移転するのであれば、この人口減少の中で東洋町内に2つの保育園を設置をすることとなります。 将来にわたって財政的な負担も考え、本町に2つの保育園が必要なのか、現在の考えをお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 安岡議員の再問にお答えをいたします。

	保育園２ヵ所について、将来的なことについてのご心配なんですけれども、これまでもお伝えしてきましたけれども、野根地区、甲浦地区から保育園、小中学校をなくすという考えは現在のところありませんので、津波浸水区域にある銀杏保育園についての移転につきましても、先ほど担当課長が申しあげましたように移転の方を計画しております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ３番、安岡良仁君。
３番議員	(安岡 良仁 議員) ３つ目の質問に移ります。 町の将来を考えると、町全体の人口減少により園児や児童、生徒も減り、保育園や学校などの施設が減っていくことは、避けては通れないのが現実でございます。 保育園や学校がなくなっても、地区が寂れないような対策を講じていくのも行政の仕事だと思いますが、お考えをお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 奥村住民課長補佐。
住民課長補佐	(奥村 忍 住民課長補佐) 安岡議員のご質問にお答えをします。 本町では、現在の人口水準の維持を目標に掲げ、空き家対策の活用や雇用の確保、子育て支援の充実を図り、ＩターンやＵ

	ターンといった移住促進に取り組んでいるところでございます。 一方で、各地区のにぎわいを活性化するため、住民が集える場所づくりも重要な取り組みの一つであると考えます。 甲浦、生見地区では集落活動センターなどにおいて、住民が参加するイベントを通じて地域の交流を図っているところでございます。 一方、現在野根地区の方では職員が各地区を訪問し、地区として取り組んでみたいことや要望について聞き取り、また、こちらから提案をしながら町として支援をできることを検討しているところでございます。 このような取組が実現していくことにより、住民が集える場所を確保していきたいと考えているところでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 答弁いただきました。 次、大きい2つ目の質問に移ります。 まず、1点目でございます。 B & G 海洋センターの閉鎖に向けて検討をしているということですが、今後のスケジュールについてお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長)

教育次長	田岡教育次長。 （田岡 いずみ 教育次長） 安岡議員のご質問にお答えします。 今後の予定については、まず B & G 海洋センターのプールは本年度から閉鎖となっております。 次に、体育館につきましては、廃止に伴い閉鎖を行う予定となっております。以上です。
議長	（福島 登 議長） 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	（安岡 良仁 議員） 体育館について閉鎖をするという事をお聞きをしました。 2 つ目に移ります。 B & G 海洋センターの体育館、プールの 2 つの施設を閉鎖するためには、B & G 財団の承諾が必要になると思います。 B & G 財団の承諾の条件に、何年以内にこの建物を取り壊していかなければならないといった条件があるのかお聞きをいたします。
議長	（福島 登 議長） 田岡教育次長。
教育次長	（田岡 いずみ 教育次長） 安岡議員のご質問にお答えします。

	施設解体につきましては、廃止後何年以内に行わなくては いけないという縛りはないですが、解体の必要はあります。以上 です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 解体の必要があるという答弁をいただいたんですけども、 この体育館、プール等の解体の費用には多額の費用を要します。 こういった費用をですね、こういった財源手当をしていくよ うなお考えであるのか伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 再問ですね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問です。
議長	(福島 登 議長) いけますか、執行部。 田岡教育次長。
教育次長	(田岡 いずみ 教育次長) 安岡議員の再問にお答えします。 解体に伴う財源につきまして、今現在につきましては、いつ

	頃行うか未定となっておりますが、一般財源を使って解体を行いたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。 次やったら再再問。もう 1 回できます。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 一般財源でやるということをお聞きをしました。 東洋町は、なかなかお金持ちだなあとということを思っております。次に、3 番目に移ります。 今後、総合運動場、B & G の跡地など、東洋町の運動公園としての利活用について、どう考えているのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡教育次長。
教育次長	(田岡 いずみ 教育次長) 安岡議員のご質問にお答えします。 現在、廃止に向けて手続きを行っている段階であり、B & G 海洋センター跡地の利活用につきましては未定となっております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) それでは、3 つ目の質問に移ります。 保育園での不適切な保育の防止対策について、お伺いをいたします。 全国の保育施設で、園児への暴行、虐待といった不適切な保育が相次いだことを受けて、子ども家庭庁は全国調査を行い、その結果 9 1 4 件の不適切な保育が確認をされております。 子どもを守るはずの保育園が、なぜ悲しい事件が起こるのか、原因、再発防止対策また対処法について考えることが喫緊の課題でもあります。 最近、この間、ニュース等でも埼玉県熊谷市の保育園で不適切な保育があり、市が調査を進めているとの報道がありました。 そこで3 点、質問をいたします。 子ども家庭庁が示した保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインに基づき、本町でも虐待の未然防止に向けた指針、マニュアル、手引き等を策定しているのかお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長補佐。
住民課長補佐	(田岡 伊織 住民課長補佐) 安岡議員のご質問にお答えをいたします。 県の幼保支援課の方に確認をいたしましたところ、それらの

	策定につきましては義務付けはされておらず、実際の事案が発生した際には国のガイドラインに沿って対応していただくと、そういうふうに伺っております。 なおですね、両保育園において、虐待等の未然防止及び発生時の対応についての手引き、これについては備え付けをいたしております。以上でございます。 (福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。 (安岡 良仁議員) 再問をいたします。 東洋町独自のガイドラインというのは策定していないという答弁をいただきました。 この不適切な保育が発生した際の対応については、やっぱり未然防止の取組をまとめていくのも必要不可欠であります。 例えば、不適切な保育が疑われる事案の把握とか発生したときの対応、不適切な保育が生じる背景、また、不適切な保育の未然防止に向けての対策などが考えられます。 その中で保育所の役割、また、町の役割なども盛り込んでいく必要があると思います。 そういった、新たにガイドラインを作成するお考えはないのかお聞きをいたします。 (福島 登 議長) 再問ですね。
議長	
3 番議員	
議長	

住民課長補佐	(田岡 伊織 住民課長補佐) 安岡議員のご質問にお答えをいたします。 両保育園ともに相談窓口を設置しております。 窓口の構成といたしましては、両保育園ともに園長、住民課の保育担当者、それから住民課長、OG、元保育士ですね。を含む地域住民等で構成されております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) それでは3つ目の質問に移ります。 本町には、2つの保育園があります。現在、マスコミなどで保育所での虐待が頻繁に報道されております。 子どもの安全確保を最優先とし、虐待があるなしにかかわらず実態を把握することは、虐待の未然防止にもつながり重要であります。 今後、このアンケート調査または聞き取り調査などを行い、実態把握をする考えはないのかお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長補佐。
住民課長補佐	(田岡 伊織 住民課長補佐) 安岡議員のご質問にお答えいたします。 議員のご指摘にもございますとおり、昨今の情勢や虐待未然

	防止の観点からも、アンケート調査の実施について内部で協議をいたしまして、今後検討を進めてまいりたいと思います。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 前向きな答弁をいただきました。 結構、マスコミ等新聞報道等で、隣の徳島県の佐那河内村でも 30 件の不適切な保育が発覚し、保育士と所長が処分を受けております。 こういったことにならないように、早急に実態を把握するためのアンケート調査や聞き取り調査を行い、事前に現状を把握し、未然に防止を努めることが必要不可欠です。 また、不適切な保育をなくすために、子どもに完璧を求めない。また、虐待はどのような場面で起こるか理解をしておく。不適切保育に賛同、同調しない。心の余裕をもって子どもと向き合うなど、いろんな考えの中で不適切な保育の未然防止を努めていただきたいと思います。答弁はいいです。
議長	(福島 登 議長) 4 番にいくんですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい。4 番に移ります。

議長	(福島 登 議長) 安岡さん。せっかくね、簡潔に文書、できてますので、できるだけ文書に則って簡潔に質問をよろしく願いをいたします。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい。4 つ目の質問に移ります。 甲浦灯台の跡地の利活用についてお伺いをいたします。 平成 3 0 年、2 0 1 8 年に甲浦灯台が廃止され、跡地の用地を国から土地、建物を購入し、公園に再整備する計画だと朝日新聞に掲載がされておりました。 現在、この灯台の跡地の公園を整備する計画があるのか。 あるのであれば、進捗状況についてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員のご質問にお答えさせていただきます。 甲浦灯台の跡地購入後の利用計画としまして、朝日新聞でも掲載されていたとおり観光公園として、また、津波避難所として利用する計画としております。 甲浦灯台へ上がる階段がございますが、現在は危険であるため進入禁止としております。 まずは、令和 6 年度にその階段を避難路として整備をしてい

	く予定でございます。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をいたします。 甲浦灯台の跡地を今後公園整備に整備していくという答弁をいただきました。 この公園整備をしていくスケジュール的な部分が分かればお聞きをいたします。 分からなかったら分からないで結構です。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の再問にお答えさせていただきます。 現段階でのスケジュールについては未定でございます。以上でございます。
議長	(自席より、議長追加いいですかとの発言あり) (福島 登 議長) 長崎町長。

町長	(長崎 正仁町長) いいですか。
議長	(福島 登 議長) どうぞ。
町長	(長崎 正仁 町長) 安岡議員の再問にお答えをいたします。 先ほど担当課長の方から未定ということでしたけれども、もうちょっと踏み込んだ答弁をさせていただきたいと思います。 現地の方にはですね、私自身も何度も行きまして、町民の方からも話を聞きましたけれども、ちょっと昔の風景とはがらりと変わっておりまして、見晴らしが悪い、それから灯台までの道が管理されていないなど、公園として活用するにしても昔の風景を期待して訪れるにはほど遠い状態となっております。 公園化をしたいという答弁をさせていただきましたけれども、現状からしまして整備には相当の労力と費用がかかることが想定できますので、ちゃんとした公園化につきましてはもう少し先の話と考えております。 ただ、今現在でもですね、別ルートから行けるには行けます。春には桜も8本ほど咲いております。 管理もしていこうと思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) そしたら 2 番目の質問に移ります。 公園整備の、将来計画があるという答弁をいただきました。 その中で、新聞等報道にも載っていましたが、甲浦灯台はれんが造りの塔が明治期の建築様式の面影を残す歴史的な建造物だと言われております。 この建造物を既存のまま利活用するようなお考えはあるのかお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員のご質問にお答えさせていただきます。 大正 2 年に白塔型六角形れんが造りに建て替えられた明治期の灯台の雰囲気を残しております。 灯台を取り壊さず、この場所に灯台を残してほしいとの町民の声もありますので、既存のまま利活用できるような計画にしていければと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 利活用していくということで答弁いただきました。 よろしくお願いをいたします。

	それでは最後 5 つ目の質問に移ります。 D M V の運行状況について、お伺いをさせていただきます。 私も何回か一般質問で D M V の運行状況についてお聞きをしました。 この D M V が運行されて約 2 年になります。 私が見る限り、特に平日は空で運行されているのが多いのが現状でございます。それを見て住民の方がどう思っているのか分かりませんが、世界初として D M V が運行されて 2 年。 観光客を誘致することを目的に運行された訳ですが、今の現状を踏まえて、3 点ほどご質問をさせていただきます。 まず 1 点目でございます。 令和 4 年度の阿佐海岸鉄道の経営状況の内容についてお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員のご質問にお答えさせていただきます。 令和 4 年度の経営状況についてということでございますが、ホームページで公表されております事業報告書により財務状況の報告を申し上げたいと思います。 損益につきましては、売上原価を差し引いた営業収益が 2 7 9 5 万 2 千円。対前年比 2 1 0 %。営業費用が 1 億 6 5 9 1 万 4 千円。対前年比 1 6 8 . 5 %。営業外収益が 5 2 5 7 万 9 千円。対前年比 1 0 4 5 . 7 %。営業外費用が 1 2 9 万円。対前年

議長	比 98.9%となり、当期経常損失は、8667万3千円。対前年比106.5%となっております。 これに、経営安定基金からの助成金をはじめとする特別利益及び特別損失等を加減した当期純利益は235万1千円となっております。以上でございます。 (福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 経営状況についての内容について報告、答弁をいただきました。 ちょっと、私の方もなかなか把握しにくい内容でしたので次の質問に移らせていただきます。 阿佐海岸鉄道は、住民の方は誰もが赤字経営だと認識していると思います。 将来の経営状況、経営形態について、どう現在考えているのかお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員のご質問にお答えさせていただきます。 将来の経営状況、経営形態についてということでございますが、これについても事業報告書により報告させていただきます

	と、車両自体が観光資源となるDMVの営業運行が新しい人の流れを生み出し、経営改善並びに阿佐東地域への経済波及効果を最大限発揮できるように進めてまいりますということでございます。 また、地元住民と観光客の大切な移動手段として活用されるよう、使命である安全の確保を最優先として、輸送人員と収入の確保、経費の節減に取り組んでまいりますという内容となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問いたします。 今の答弁でのお考えは、この先数年、数十年、今の経営形態で少しずつ手を加えながら様子を見ていくという答弁だったと思います。 今後ですね、新たな経営スタイルの変革を図っていくというようなお考えはないのかお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 安岡さん。それについては。 答弁しますか。 (自席より、しますと発言あり)

町長	長崎町長。 （長崎 正仁 町長） 時間は何分ありますか。
議長	（福島 登 議長） 十分（じゅうぶん）あります。
町長	（長崎 正仁 町長） 安岡議員の再問にお答えをさせていただきます。 先ほど、担当課長の方からは阿佐東線の公表している内容についてお伝えをしたわけでありますけれども、私もですね、阿佐東線の取締役という役に就かせていただいております。 そういった立場からですね、阿佐東線の、この、安岡議員からの質問に対しまして、阿佐東線の将来の経営状況と経営形態について、実現が可能、不可能は別として思いをお伝えをしたいと思います。 まず、将来の経営状況についてですけれども、世界初の営業運行しておりますDMVは、一過性に終わらせないためにも、観光面と話題性をいかに維持していけるかで将来の経営状況は変わらと思っています。 一例を申し上げますと、DMVは車両自体を観光資源としておりますけれども、それに加えて約10キロの線路についても観光化あるいはアトラクション化、そして、バスモードでの阿佐東地域の観光周遊化ができないものなのかなと思っています。

次に、話題性についてですけれども、鉄道のミッシングリンクの解消のために、甲浦駅から奈半利駅までのいわゆる阿佐線としてつなげられないかなと思うところもあります。

次に、経営形態につきましてですけれども、一便に付き僅か立ち乗りも含めてマックス21名。一日に8往復から13往復。鉄道収入で得る収入というのは、これしかありません。

ですので、例えば、JR四国の宿泊業とか銚子鉄道のせんべい販売などのように鉄道事業以外の事業展開ができれば、少しでも赤字解消に向かう可能性はあるのではないかなとも思っております。

それから、阿佐東線の社員は少なくですね、DMVの運転には運転手と運転士の資格が必要ですが、人員が不足することも想定をしてDMVの自動運転化にも取り組むことができないのかなとも思っております。

今、現実的に、この阿佐東地域では、これまでサーファーを中心とした観光客からDMV目当てで観光客も加わって、本町にも海陽町にも人の流れが訪れております。

先日も台湾から700人ほどの利用客がありまして、インバウンド観光の受入れもしております。

これまで通過点でありました、この阿佐東地域にDMVがあるからこそ新たな人の流れはできております。

これが続くのは、後3年ぐらいというふうに言われておりますけれども、その間にこの阿佐東地域を知ってもらって、そして滞在もしてもらうことで、地域の活性化につながる、将来このような経営状況、経営形態を目指せないのか取締役会でも発言していきたいというふう考えております。以上でございます。

議長	す。 (福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 3 番目の質問に移ります。 今の答弁がですね、3 番目の答弁に重複するよう感じもあるんですけども、現在、鉄道と路線バスの2つの公共交通が住民の移動手段、また、観光客など来訪者の移動手段として現在運行されております。 この2つの公共交通は、地域の経済を支える基盤として重要でございます。 今後、高知県東部や徳島県南部にとって、どのような公共交通体系がベターなのか今現在のお考えをお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員のご質問にお答えさせていただきます。 東洋町では過疎化が進み、少子高齢化の進行に直面をしております。 高齢者のみならず町民が利用しやすい公共交通システムを実現していくことが重要でございます。 高齢者は、外出する回数を増やすことで健康寿命の延伸にも

	つながります。効率的な公共交通の運行と利用者数を維持あるいは増加させるため、また地域の暮らしを支え、誰もが利用しやすい地域公共交通を実現することがベターであると考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議員) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をいたします。 今現在、公共交通の、こういったものがベターなのかという考えをお聞きをいたしました。 高知県の東部や徳島県の南部など、過疎地域の住民の方が公共交通に求めるものは、通勤とか通学、買い物、病院への通院など日常生活に不可欠な移動手段としての役割を担っていると思われま。 特に、車を利用できない学生、高齢者などは重要な移動手段としての役割を担っております。 現在、観光客を誘致するための2つの公共交通が運行されていますが、将来公共交通を一本化して地域の公共交通の運行体系を充実をさせ、地域の住民の足と公共交通としての利便性を向上させることが必要だと思いますが、お考えをお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 難しいな。長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

安岡議員の大変難しい質問にお答えをしたいと思います。

安岡議員の先ほどの再問内容、そして担当課長からの答弁の内容も踏まえて、答弁になっているかどうか分かりませんが、ちょっと自分の考えをお伝えしたいと思います。

安岡議員の言われるように、過疎の進む町で本町も例外ではありませんけれども、自動車の普及と人口減少に伴いまして、鉄道やバスの利用者が減っている状況と認識をしております。

政府の方は、今年１０月から地方鉄道の存廃をめぐって再構築協議会制度というものをスタートさせました。

この議論に入りますと、赤字のローカル路線を存続させるのか、廃止路線をバスへ転換するのかという厳しい選択が待ち受けております。

本町の公共交通機関は、阿佐東線、東部交通、南部バスがありますが、赤字路線の阿佐東線をバス路線とした場合は、東部交通、南部バスという既存のバス路線に新規参入するということとなりますので、競争することとなりまして、それは避けたいと考えております。

現在は、ＤＭＶ効果で観光客が既存の路線バスを活用するという波及効果、相乗効果で、共存共栄していると伺っておりますけれども、それでも３路線は赤字経営が続いております。

仮に、阿佐東線がバス路線へと変更となった場合を想定して、既存バス会社２社とは違う側面をもつということからも、観光路線に転換するという考えも必要なのではないかなというふうにも思っております。